

政 法 第 5 6 5 号

答 申 第 4 0 5 号

平成27年 5月29日

千葉県公安委員会

委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年9月19日付け公委発第26号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第488号

平成24年8月11日付けで異議申立人から提起された、平成24年7月25日付け公委発第22号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県公安委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成24年7月25日付け公委発第22号行政文書不開示決定通知書で不開示とした処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 本件処分の特定個人の権利利益を侵害するとのことであるが、いったい誰の権利利益を侵害するのか不明である。私のことをいうのか加害者のことをいうのか明らかにすべきである。すでに加害者は自動車運転過失傷害（刑法（明治40年法律第45号）第211条第2項）で起訴され、罰金刑が確定している。特定個人の権利利益を侵害するというのであれば、個人を特定できる部分をマスキングしての開示でもよい。

(2) 不開示の理由として、当該文書の存否を答えることはできないとあるが、初めから人身事故として処理されているなら、物件事務報告書は存在しないと答えられるはずである。したがって、物件事務報告書は存在する。

平成24年6月20日の千葉県公安委員会通知（公委第〇〇—〇〇号）に「あなたの妻に対し人身事故の手続き等に関し説明しております」とあるが、初めから人身事故として処理されているのであれば、手続について説明する必要はない。相手方の任意保険会社は、私が習志野警察署に診断書を提出する前、いまだ治療継続中の私に単なる物損事故として強引に示談を迫ってきた。

(3) 千葉県公安委員会の「調査結果（公委第〇〇—〇〇号）；保証期間前の証書の提示を受けた警察官の確認不足であった。」との結論にいたる詳細な調査内容の一式（以下「本件対象文書」という。）を開示し説明することを求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分

平成24年7月25日付け公委発第22号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）処分

2 行政文書開示請求及び本件決定

平成24年6月23日付けで「平成24年4月8日付けの私の苦情申立てに対する平成24年6月20日の千葉県公安委員会の調査結果（通知）（公委第〇〇－〇〇号）のために行われた、より詳細な調査内容一式」との開示請求（以下「本件請求」という。）があった。そのため、実施機関は、上記1のとおり本件決定をした。

3 不開示の理由

（1）千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号の該当性

ア 本件請求は、特定個人の苦情申立てに関する詳細な調査内容を求めているものと認められ、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号本文に該当することは明らかである。

イ 条例第8条第2号ただし書きは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされている情報等について例外的に開示するものを定めたものであり、本件請求に係わる情報は該当しない。

（2）条例第8条第6号の該当性

本件請求は、特定個人の苦情申立てに関する詳細な調査内容を求めた開示請求であり、この内容の存否が明らかにされれば、苦情申出制度そのものに対する信頼を失わせ、ひいては警察官の職務執行に対する公安委員会への苦情の申出を躊躇させることなども予想され、苦情処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

（3）条例第11条の該当性

本件請求は、特定個人の苦情申立てに関する詳細な調査内容を求めた開示請求であり、前記のとおり開示請求に係る行政文書が存在するか否かにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答することにより、不開示情報である条例第8条第2号に規定する個人に関する情報を開示することとなるほか、条例第8条第6号で保護する公安委員会の苦情処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

るため、条例第11条に該当する。

4 異議申立ての理由及び決定の妥当性について

(1) 異議申立ての理由について

上記第2の2異議申立ての理由のとおりである。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 上記第2の2(1)の主張について

異議申立人は、「本件処分に関して、特定個人の権利利益を侵害するとのことだが、いったい誰の権利利益を侵害するのか不明である。」と主張する。

同主張は、不開示理由の「特定個人」が誰であるかを求めているものと考えられる。

本件請求は、特定個人に関する情報の開示を求めたものである。

「特定個人」とは、本件請求に記載された「平成24年6月20日の千葉県公安委員会通知」を受理した特定個人であり、本件請求のように特定個人になされた公安委員会からの通知の内容に基づく文書の存否を回答すること自体が、特定個人が公安委員会から特定の内容の通知を受けた事実があるという個人情報の存在を明らかにすることとなる。

また、行政文書開示請求は、「何人でも」請求できることから、請求者が当該情報の特定個人であるかに左右されず、どのような人物からなされた場合でも、同じ決定をする必要が認められる。

イ 上記第2の2(2)の主張について

異議申立人は、「不開示の理由に当該文書の存否を答えることができないとあるが初めから人身事故として処理されているなら、物件事務報告書は存在しないと答えられるはずである。したがって物件事務報告書は存在する。」と主張する。

同主張は、文書が存在しないのであれば存在しないと答えられるはずであり、存在を回答しないのは文書が存在するためであり、文書隠蔽をしていると申し立てていると認められる。条例第11条に規定する存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については文書の有無にかかわらずに存否を明らかにしないで拒否することが必要である。本件異議申立ての対象となった開示請求は、特定個人に関する情報を求めた請求であり、存在の有無を回答することにより特定個人に関する情報を開示することとなることから、前記主張は認められない。

ウ 上記第2の2(3)の主張について

異議申立人は、「苦情申出にかかる内容を確認したい。」と主張する。

異議申立人が主張するとおり、「物件事故報告書」が、異議申立人の情報であり、その内容を確認したいのであれば、利用すべき制度は、「千葉県個人情報保護条例」に基づく「自己情報開示請求」であると思料される。

行政文書開示請求の受理に際し、異議申立人に対しては、その旨の教示も行っている。条例に基づく行政文書開示請求制度においては、特定個人に関する情報は不開示情報であり、本件請求においては、文書の存否を明らかにするだけで不開示情報を開示することとなることから、存否を明らかにしないで拒否することが必要な情報であり、前記主張は認められない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求の内容及び本件決定については、第3の1及び2のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成24年8月11日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件請求は、特定の交通事故の処理に関する警察法（昭和29年法律第162号）第79条に基づく警察の職務の執行等についてなされた、特定個人の苦情の申立てに対する実施機関の調査内容一式を求めるものと認められる。

本件請求に対し、実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号及び第6号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、条例第11条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件決定を行った。これに対し、異議申立人は本件決定の取消しを求めているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

本件対象文書は、特定個人の苦情申立てに関するものであることから、条例第8条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当する。そして、本件対象文書は、同号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報には該当せず、さらに同号ただし書ロ、ハ及びニにも該当しないものと認められることから、同号本文の個人情報として不開示とされるものである。

そして、本件対象文書の存否を答えることは、特定日時に、特定場所で交通事故が

発生し、特定個人がその交通事故の当事者であるか否かを公にすることになる。そうした事実が公になることは、条例第8条第2号の規定により保護しようとしている利益を損なうものと認められる。

したがって、同条第6号について判断するまでもなく、条例第11条の規定により、実施機関が本件対象文書の存否を明らかにしないでした本件決定は妥当なものであったと認められる。

なお、条例の定めた開示請求制度は、実質的に何人に対しても、開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求につき、条例第11条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないでした本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|---------------|
| 24. 9. 20 | 諮問書の受理 |
| 24. 11. 1 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 26. 9. 17 | 審 議 |
| 26. 10. 22 | 審 議 |
| 26. 11. 26 | 審 議 |

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|---------|------------------|----------|
| 泉 登茂子 | 公認会計士 | |
| 木 村 琢 磨 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 | |
| 荘 司 久 雄 | 城西国際大学非常勤講師 | 部会長 |
| 鈴 木 牧 子 | 弁護士 | 部会長職務代理者 |

(五十音順：平成26年11月26日現在)